

第2部第3章第3節 賃借人の権利義務 601条, 607条の2-611条, 614条-616条

設例2：賃借権の物権化と賃借人の保護

賃借人が賃貸人に有する賃借権は債権であり、第三者（買主）に対しては権利の主張ができないこともある。しかしそうすると賃借人が場合によっては賃貸借の目的物を利用できなくなる恐れもある。605条において賃借権の登記が認められているが、とある理由から保護が十分ではない。それではその理由とは何か、そして賃借人の保護を万全にするためにどのような特別法が用意されており、そこで特に対抗要件についてどのような規定が存在するのか、説明しなさい。 [展開 1・2]